

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉田町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県吉田町長

## 公表日

令和6年9月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務の実施 ① 後期高齢者医療被保険者の資格の得喪、住民異動に伴う処理 ② 被保険者の各種申請(高額療養費・療養費・葬祭費等)の受付、システム入力 ③ 被保険者証の交付(短期被保険者証を含む) ④ 限度額適用・標準負担額減額認定等の交付申請の受付、交付 ⑤ 後期高齢者医療広域連合で決定された後期高齢者医療保険料の通知と徴収、滞納整理(処分)
③システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバー、年金集約システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課 国保部門
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 行政部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 国保部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2103

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I 4② 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 …… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 ……	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 …… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 ……	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	I 1③ システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバー、年金集約システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療システム、中間サーバー、年金集約システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、滞納管理システム	事前	
令和6年9月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 59の項	番号法第9条第1項 別表85の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和6年9月1日	I 4② 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 82の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 83の項	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項	事後	
令和6年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	